



中医協 総-4-1  
20.6.25

厚生労働省発保第0625001号  
平成20年6月25日

中央社会保険医療協議会  
会長 遠藤 久夫 殿

厚生労働大臣  
舛 添 要 一

### 諮 問 書

(後期高齢者終末期相談支援料等の凍結について)

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項（療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準に係る部分に限る。）及び第78条第5項の規定に基づき、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）をそれぞれ別紙1及び別紙2のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

別紙 1

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）（案）

改 正 案	現 行
<p>別表第一 医科診療報酬点数表            [目次]            第1章～第3章 (略)            第4章 <u>経過措置等</u>                第1部 <u>経過措置</u>                第2部 <u>算定制限</u></p> <p>第4章 <u>経過措置等</u>                第1部 <u>経過措置</u>                    (略)</p> <p>    第2部 <u>算定制限</u></p> <p><u>第2章の規定にかかわらず、区分番号B018に掲げる後期高齢者終末期相談支援料並びに区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注7及び区分番号C005—1—2に掲げる居住系施設入居者等訪問看護・指導料の注7に規定する加算は、別に厚生労働大臣が定める日から算定できるものとする。</u></p>	<p>別表第一 医科診療報酬点数表            [目次]            第1章～第3章 (略)            第4章 <u>経過措置</u></p> <p>第4章 <u>経過措置</u></p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p>
<p>別表第二 歯科診療報酬点数表            [目次]            第1章・第2章 (略)</p>	<p>別表第二 歯科診療報酬点数表            [目次]            第1章・第2章 (略)</p>

第3章 算定制限

第3章 算定制限

前章の規定にかかわらず、区分番号B016に掲げる後期高齢者終末期相談支援料は、別表第一第4章第2部に規定する日から算定できるものとする。

別表第三 調剤報酬点数表

[目次]

第1部 調剤報酬

(略)

第2部 算定制限

第2部 算定制限

前部の規定にかかわらず、区分番号19に掲げる後期高齢者終末期相談支援料は、別表第一第4章第2部に規定する日から算定できるものとする。

(新規)

別表第三 調剤報酬点数表

[目次]

(略)

(適用期日等)

- 1 平成20年7月1日より適用する。
- 2 同年6月30日において現にこの告示による改正前の診療報酬の算定方法別表第一区分番号B018に掲げる後期高齢者終末期相談支援料の注並びに区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注7及び区分番号C005-1-2に掲げる居住系施設入居者等訪問看護・指導料の注7、別表第二区分番号B016に掲げる後期高齢者終末期相談支援料の注並びに別表第三区分番号19に掲げる後期高齢者終末期相談支援料

の注の規定により患者及びその家族等に文書等を提供した保険医療機関及び保険薬局における当該患者に対する当該療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

## 別紙 2

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）（案）

改 正 案	現 行
1・2 （略） 3 第1号の4の規定にかかわらず、後期高齢者終末期相談支援療養費は、別に厚生労働大臣が定める日より算定できるものとする。	1・2 （略）

（適用期日等）

- 1 平成20年7月1日より適用する。
- 2 同年6月30日において現にこの告示による改正前の訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法別表通則第一号の4の注の規定により利用者及びその家族等に文書を提供した訪問看護ステーションにおける当該利用者に対する当該指定訪問看護の費用の額の算定については、なお従前の例による。